

過積載防止対策要領

第1条 目的

この要領は、ダンプトラック等による工事用資材（仮設材含む）や土砂等の運搬において過積載防止のために受注者が実施しなければならない事項を定める。

第2条 過積載の定義

過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。

第3条 適用範囲

この要領は、土木部が所管する工事に適用する。

第4条 施工計画書

受注者は、過積載防止に向けた体制や確認方法、撮影頻度等、具体的な取り組み内容を施工計画書に記載すること。

第5条 土砂等の搬出について

1) 土砂等積載量の管理方法

受注者は、搬出物毎に単位体積質量を基にして、荷姿や積込み回数の基準を設定すること。これにより積込み時において積載量を管理し、過積載を防止すること。

2) 搬出車両記録表の作成

①重量計による計測が可能な処分場へ搬出する場合

受注者は、重量計により全ての搬出車両の積載量を計量し、計量結果をとりまとめた搬出車両記録表を作成すること。さらに、搬出時における荷姿を写真撮影（搬出物毎に1回／1日）すること。

②重量計による計測が不可能な処分場へ搬出する場合（工事間流用も含む）

受注者は、自重計又は現場に設置した重量計により全ての搬出車両の積載量を計量し、計量結果をとりまとめ搬出車両記録表を作成すること。さらに、計測時における荷姿、自重計（または重量計）の読み値を写真撮影（搬出物毎に1回／1日）すること。

なお、最大積載量4 t以下などの自重計のない車両で搬出する場合は、過積載防止の取り組みについて監督員と協議の上、過積載防止の徹底を図ること。

3) 土砂等積載量の管理方法の見直し

受注者は、搬出車両記録表を確認し、過積載となるおそれのある場合、積載量管理方法の見直しを行うこと。

第6条 工事用資材（仮設材含む）等の搬入について

1）納入業者への指導

受注者は、現場へ搬入を行う資材納入業者等に対し、過積載が発生しないよう指導すること。また、過積載車両から引渡しを受けてはならない。

2）過積載防止の取組み

受注者は、納品伝票等を整理・保管し、記載の数量等を取りまとめた納品伝票一覧表により過積載の有無を確認すること。また、搬入時の荷姿写真を写真撮影（搬入物毎に1回）すること。

第7条 特殊車両の通行許可について

受注者は、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路交通法施行令第22条における制限を超えて運搬する場合は、土木工事共通仕様書第1章総則1-1-1-35 14. 通行許可等に記載のとおり、許可を得ていることの確認を行うこと。

第8条 改善報告書の提出

発注者は、過積載の疑いがある車両を発見した場合、自重計等による積載量の計測を受注者に指示する。

受注者は、過積載（特車の未許可を含む）を確認した場合、直ちに発注者へ改善報告書を提出すること。

第9条 改善指示

発注者は、搬出車両記録表で積載率120%以上の車両を確認した場合、または改善報告書の提出後に再度過積載が確認した場合、文書により改善指示を行う。

第10条 搬出車両記録表の提出

受注者は、工事完成検査時に搬出車両記録表を提出すること。また、工事期間中に発注者の請求があった場合は速やかに提示すること。

受注者は、根拠となる伝票類（原本）は整理・保管し、発注者または検査員の請求があった場合は速やかに提示すること。

第11条 工事成績評定への反映

発注者は、過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、施工プロセスチェックリストを確認の上、工事成績評定において適正に反映させる。

第12条 その他

受注者は、現場条件により本要領によりがたい場合は、監督員と協議の上、過積載対策に取り組むこと。

(附則)

この要領は、令和2年3月16日に策定。

この要領は、令和8年8月 1日に適用する。

搬出車両記録表

工事件名:

受注者名:

搬出先名:

No.	月 日	搬出先への 搬入時刻	車両番号	表示番号	総重量 (kg) (a)	風袋重量 (kg) (b)	正味重量 (kg) (c)=(a)-(b)	最大積載量 (kg) 車検証データ (d)	積載率 (e)=(c)/(d)	備考
1	2月4日	9:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
2	2月4日	9:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
3	2月4日	9:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
4	2月4日	10:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
5	2月4日	10:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
6	2月4日	10:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
7	2月4日	10:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
8	2月4日	11:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
9	2月4日	11:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
10	2月4日	11:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
11	2月4日	11:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
12	2月4日	12:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
13	2月4日	13:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
14	2月4日	13:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
15	2月4日	13:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
16	2月4日	14:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
17	2月4日	14:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
18	2月4日	14:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
19	2月4日	14:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
20	2月4日	15:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
21	2月4日	15:15	11-11	姫路営1552	19,220	11,680	7,540	9,000	84%	
22	2月4日	15:30	22-22	姫路営2650	19,500	11,470	8,030	8,300	97%	
23	2月4日	15:45	33-33	姫路営3128	19,960	11,140	8,820	9,600	92%	
24	2月4日	16:00	44-44	姫路営1841	18,830	11,070	7,760	8,900	87%	
25										

※最大積載量は、車検証に記載の最大積載重量を記載する。

※車両総重量が20tを超える場合は、特殊車両通行許可が必要。(道路法第47条の2)

【自重計による計量の場合】

※正味重量欄に、自重計の計測結果を入力すること。総重量、風袋重量は空欄とする。

(参考)

1 表示番号について（ダンプ規制法※ 第3条、第4条）

土砂等の運搬の用に供する車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上のダンプカー等の使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務づけられている。

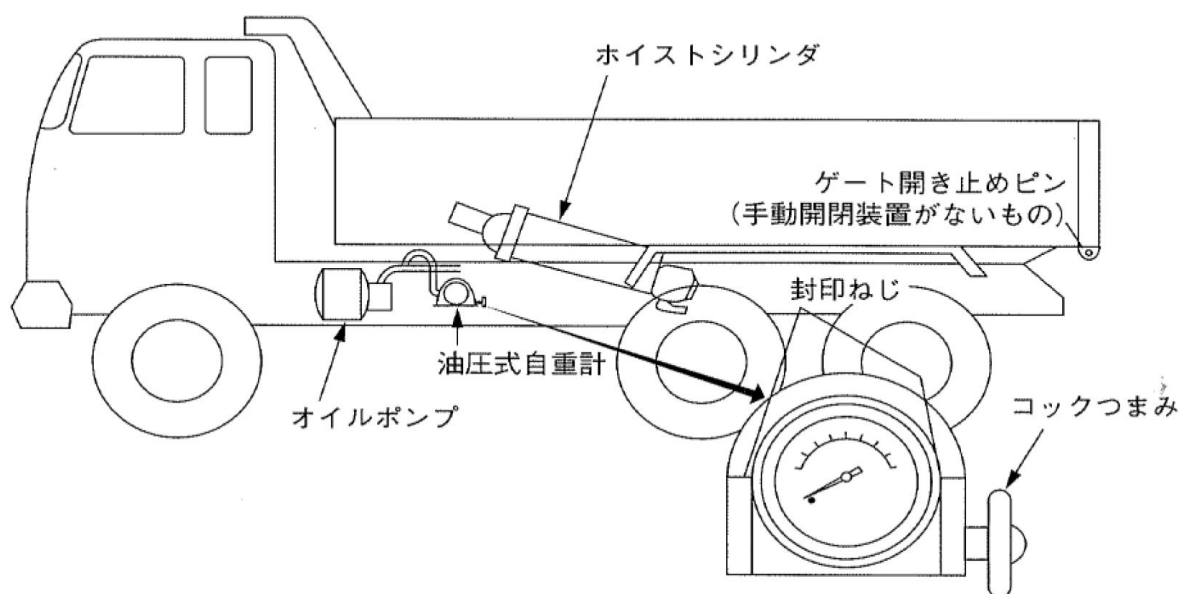
※土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法



2 自重計について（ダンプ規制法 第6条）

土砂等を運搬する大型ダンプカー等の使用者は、積載重量を自動的に軽量する自重計を取り付けることが義務づけられている。

計測にあたっては、土砂等を均等に積載し、かつ平坦な路面に停止している状態で計測すること。



改善報告書

令和 年 月 日

総括監督員 様

受注社名	住所
	氏名
現場代理人	氏名

令和〇年〇月〇日に過積載を確認したため、過積載防止対策要領第7条に基づき、改善報告します。

1. 工事名
2. 発生原因（別添資料による説明も可）
3. 改善内容（別添資料による説明も可）

<添付資料>

- ・搬出車両記録表
- ・施行体系図、下請契約書等
- ・その他（自動車検査証、搬出状況写真 等）

参考 1. 工事成績評定への反映方法

- 1) 主任監督員、検査員の過積載の取組みが「○」
→要領のとおり実施したことが確認でき、過積載が無かった
- 2) 主任監督員、検査員の過積載の取組みが「×」
→要領のとおり実施したが、改善報告書が提出された（過積載があった）
→要領のとおり実施していない（積込み状況の管理、記録表の整理が確認できない、伝票類が保管されていない 等）
- 3) 主任監督員、検査員の d 評価
→文書による改善指示を行った（再度過積載が発生、積載率が 120%以上）
- 4) 総括監督員の法令遵守で減点
→過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検された

参考 2. 過積載防止対策要領 第 8 条 文書による改善指示の例

土木部土木請負工事監督要領 別紙様式第 3 号－ 3

指 示 書

No. _____

令和 年 月 日		
受 注 者 (株) ○○建設	指 示 者 職 職員 氏名 兵庫 太郎	
工事番号 ○○ 第 ○○○○ 号	工 事 名 ○○○○工事	
工事場所 ○○市○○町○○	請 負 額 ○○, ○○○, ○○○円	
指示事項 積載率 1 2 0 % 以上の車両を確認したため（又は「令和○年○月○日付け改善報告書を提出した にも関わらず過積載を確認したため」）、早急に過積載防止対策の改善を行い、過積載防止対策要領 第 7 条に基づく改善報告書を提出すること。 過積載車両：令和○年○月○日○時○分 車両番号○○－○○		
設計変更 有 無	添付図面 有 無	葉

※土木部土木請負工事監督要領 別紙様式第 3 号土木工事現場指示書に基づき、
交付すること。